

## 投資銀行業務及び商業銀行業務における アンチマネーロンダリングに関する FAQ 集

(日本語仮訳)

### 前文

国際金融機関のウォルフスバーグ・グループ（注1）はプライベートバンキング業務、コルレス銀行業務、テロ資金調達、集団スキームのモニタリング、及びリスクに応じたアプローチに関する全世界的なマネーロンダリング防止（「AML」）ガイダンス、声明及び原則を発行してきた。投資銀行あるいは商業銀行業務自体については今まで取り上げてこなかったが、発行されたガイダンスの多くはこれらの業務領域にも関連するものである。

しかし、投資銀行および商業銀行業務を営む金融機関の行なうビジネスのある局面では、特に以下のような点に関して、AMLに関する特有の問題が起こってくる：

- ・通常よくある取引状況において金融機関の「顧客」は誰か？
- ・特定の状況においては、顧客のデューディリジェンスを誰が行うべきか？
- ・そのような特定の状況においては、どんなレベルのデューディリジェンスが実施されるべきか？

(特に仲介機関のような特定のタイプの顧客と取引し、最終的な顧客に関するデューディリジェンスを実施する時には金融機関は問題を「掘り下げる」べきか、ということを含む)

- ・通常の金融機関の役割、及び複雑な取引における金融機関の役割

以下の FAQ 集はこれらの疑問の一部に対応しようとするものであり、合理的なリスクに応じたアプローチに関連して金融機関により適用されるガイダンスを含む。これらの FAQ 集は適用される法令および規制がより厳しいものである場合は、それらに優先するものではない。

-----  
(注1) ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関からなる。ABN AMRO、Banco Santander、Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBS。

## 投資銀行業務及び商業銀行業務の定義及び本 FAQ 集の適用範囲

本 FAQ 集の趣旨から言えば、投資銀行業務及び商業銀行業務はホールセールビジネスと見なされる。その顧客及び取引の相手は事実上企業あるいは法人である。リテールの株式仲買業務、リテール銀行業務、プライベートバンキング業務、及びコルレス銀行業務は本 FAQ 集の適用対象ではない。より具体的に言うと、投資銀行業務及び商業銀行業務は、銀行、ブローカーディーラーあるいは他の団体が行うのであろうとなかろうと、以下の活動を含むが、それだけに限定されるものではない：

M&A、IPO／引受業務、トレーディング業務（証券、デリバティブ、通貨、商品を含む）、及びクレジット／貸出（協調融資団を含む）。

本 FAQ 集は上記の活動に関する論点の他に、付随する活動（即ちファンドマネージャーとファンド、シンジケートローンのレンダー、アレンジャー及びエージェント、そして債券に関する支払代理人や受託者をサポートする管理会社（支払代理人を含む）の活動）と同様に検討を加える。

本 FAQ 集はいくつかの表題にグループ分けされる。

- A.実質的所有権、仲介機関、及びプライベートファンド
- B.投資銀行業務及び商業銀行業務の一般的取引
- C.ローンシンジケーション、ローンパーティシペーション、及びローントレーディング
- D.信用状取引
- E.その他：カスタディ、支払代理業務と法人受託者、エスクロー代理人

## リスクに応じたアプローチ

留意点は以下の通り。

投資銀行業務及び商業銀行業務は歴史的にはマネーローンダリングに関連しているとは考えられていなかったが、金融機関はマネーローンダリングを防止する目的で、いかなるレベルと度合いでデューディリジェンス（注2）を適用すればよいかを決定するため

---

（注2）本 FAQ 集は一般的に「顧客確認（KYC）」ではなく、むしろ「デューディリジェンス」という用語を使用する。なぜなら、金融機関は「顧客」ではない第三者、例えば取引の相手方やパートナー（例：プライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャーキャピタルファンド）に関してデューディリジェンスを実施することもあるので、「顧客確認」（know your customer）という用語は実際には適用できないからである。本 FAQ 集では、「デューディリジェンス」という用語は本人確認あるいは、金融機関が適用される規制を遵守するために、もしくはマネーローンダリングリスクや評判リスクを管理する為に適切と考えられるようなその他の精査（例：そのような顧客あるいは関係者との交際に伴う評判リスクは最小限度であることについて確認すること）を意味する。

に、リスクに応じたアプローチを使用して顧客を評価するべきである。

本 FAQ 集は顧客との関係、第三者との相互作用、及び金融機関によって実行される取引に対するリスクに応じたアプローチの適用を前提とする。一般的に顧客のリスク評価に関係のある要素は「マネーローンダリングリスク管理の為のリスクに応じたアプローチに関するウォルフスバーグ・ガイドライン」で検討されている。

### 顧客担当者における一般的な管理及びモニタリング

金融機関は顧客を受け入れるプロセスにおいて、顧客担当者の役割を重視するべきである。ある一人の顧客担当者は特定の顧客を受け入れるプロセスに責任を持つが、もし顧客と金融機関との関係が時間につれて様々に変わっていくのであれば、その顧客担当者にとって当該顧客について責任を持ち続けることは当然とは言えない。加えて、最初取引を開始した他の事業組織から、投資銀行あるいは商業銀行に紹介された顧客であるかもしれないし、顧客の事業の一部を担当する担当者が、社内の異なる部署に異動したりするかも知れない。結局、巨大で国際的な金融機関において、特定の巨大で全世界的に活動する顧客によってなされる全ての業務を一人の顧客担当者がモニタリングするよう期待するのは現実的ではない。むしろこのようなケースでは、一顧客の業務活動に社内の異なる業務または商品について責任を持つ幾人かの異なる顧客担当者が同時に存在する。

金融機関は、どのように顧客情報を受領し、更新し、そして適切な顧客担当者が利用できるようにするか、そしてどのように当該顧客に関するモニタリング方針及び手続を適用するか、といった点において、顧客との取引関係をいかに管理するか検討するべきである。

投資銀行業務と商業銀行業務においてマネーローンダリングをモニタリングするには、このような業務活動が他の分野で見られるものと異なるということを考慮に入れる必要がある。投資銀行業務あるいは商業銀行業務の取引の性質上、一般的な取引における定量的な基準を設定することは困難であるため、取引よりもむしろ顧客に焦点を当てるのがより適切だろう。加えて、伝統的にマネーローンダリングは非合法的な資金から「きれいな」資金への資金移動の試みを伴うが、一部の資本市場取引は汚れていない金により先導されることもある。

しかし、それらは非合法的な活動の産物である為、究極的には非合法的な収益を伴う。従って、取引モニタリングがこの点で異常な取引の確認につながる時には、このような取引はマネーローンダリングを暗示するとも考えられるべきである。

投資銀行を通じて実行されるだろう特定の犯罪的活動はマネーローンダリングに関する

懸念を生じさせるが、市場における不正やインサイダー取引に関連する他の規制にも抵触する可能性がある。例えば、市場を下落させるようなテロ攻撃などの重大事件に僅かに先立って行なわれる取引は、疑わしいと考えられ、従ってマネーロンダリングの疑いがあるとして報告することも可能である。しかし、このような取引は大多数の法域においてインサイダー情報の使用に関連する法令により規制される。この犯罪の二タイプの間には重複する部分はあるものの、本 FAQ 集は市場における不正やインサイダー取引を扱うものではない。

#### パート A：実質的所有権、仲介機関及びプライベートファンド

金融機関は、一般原則として、顧客、あるいは適切であれば顧客の「実質的所有者」や顧客に支配力を及ぼす人物に対してデューディリジェンスを行う際には、リスクに応じたアプローチを使用すべきである。特に様々な状況においては、いつ受益者に関してデューディリジェンスを行うのが適切であるか、以下の FAQ 集で検討する。

#### Q1.どのような状況下において、事業法人（注3）に支配力を及ぼす人物に関して金融機関がデューディリジェンスを行うのが適切か？

投資銀行業務及び商業銀行業務の顧客には通常株式会社の法的形態を取る事業法人が含まれるが、例えば有限責任会社、有限パートナーシップ等々も含まれる。当該顧客を「知る」上で指針となる原則は、必要に応じて、「誰が」適切に顧客に対して究極的な支配力を行使するかを知ることである。事業法人が後述の通り十分に「透明」とであると判断される場合を除き、（次の段落の記載を踏まえて判断されるような）一定のレベルの支配力を顧客に対して及ぼす人物に対して適切なデューディリジェンスを行うべきである。一般的に、このようなデューディリジェンスは文書あるいは他の手段を用いた本人確認を伴うが、金融機関はリスクに応じたアプローチにより、本人確認を行うことが当然ではないかどうか検討したいと考えるであろう。

現地法の要請と矛盾しないようにして、金融機関は誰が企業を支配しているかをリスクに応じたアプローチを使用して判断すべきである。この点に関連するのは、当該人物がある企業の活動に直接支配力を及ぼせる能力あるいはある企業に関連する方針を決定できる能力の範囲である。通常、支配は経営層のメンバー（ある状況では重役を含む）に

---

（注3）本 FAQ 集で使用される「事業法人」の用語は、一般的に、製造業、工業、穀物業者、運輸会社、ユーティリティ、ソフトウェアデザイナー等々を営む営利企業を表す。病院、大学の基金、等々の非営利企業をも含む。本 FAQ 集の趣旨から、事業法人は、下記で追加的に検討を行なう仲介機関及びプライベートファンドとは区別されるべきである。

より行われる。金融機関はそれらの個人が誰であるかを確認するべきである。企業に対する所有の態様によって、支配のあり方が変わってくる。当該企業の株式を所有していることによってその企業に支配力を持つ人物の確認を行うと、しばしば「実質的所有者」と言及される、すぐ上の法人による所有のレベルを超えて支配する実質的所有権を持つような自然人に最終的にたどりつく。経営層である場合及び支配力を持つ実質的所有者である場合の双方のケースについて、デューディリジェンスは関連する事案において当該人物が「政治的に影響力のある人物」(politically exposed persons)であるかどうかの判断を含む。

ある会社が「公的な」(public)会社であるか、あるいは「公的な」会社(注4)に過半数を直接間接に所有されている子会社であり、透明性があると認められる場合、実質的所有権あるいは当該企業に支配力を及ぼす個人に対して問題を掘り下げるのは不要あるいは不適切だろう。さらに、企業の所有権が十分に分散され、一人で支配力を及ぼす実質的所有者がいない場合(例え上場企業や公開企業等ではなかったとしても、大会社では良くあるケースである)にも、実質的所有権の問題を掘り下げるのは不要あるいは不適切だろう。例え厳密には(注4)で提示したような公的な会社の定義に該当しなくても、大会社であること自体が、金融機関が公的な会社のような十分に大きく評判の良い事業法人を取り扱うことを検討する時と同様透明性を保証する多様なメカニズムを伴う。

特定のタイプの会社、すなわち、仲介機関及びプライベートファンドについては、さらに、下記で検討を行う。

---

(注4) 本 FAQ 集で使用される「公的な会社」とは、(i)市場に上場されているか、(ii)適切な政府当局に登録されているか、(iii)現地当局の規制監督に服するか、(iv)政府により所有される企業を意味する(この市場、政府当局、規制当局、あるいは政府が、金融機関の関連するリスクに応じた基準に合致する場合)。この定義における(ii)の趣旨からは、もし当該当局への登録が当該企業の業務、管理及び実質的所有権に関する必要なレベルの透明性向上に結びつくのであれば、当該政府当局は「適切」であると考えられる。もし登録が透明性を促進する十分な施策(例：開示、監査、ガバナンス上の要求)を伴うのであれば、金融機関はこのような登録制度がデューディリジェンスの義務の為に十分な情報をもたらすと判断するだろう。しかし、本 FAQ 集は、特定の法域に所在する全ての企業に対して、このレベルの規制に必ず服するべきだと推奨するものではない。いずれにしても、政府はその法域内に支配と実質的所有権に関する情報を提供する登録機関を設置することが望ましい。

## Q2.金融機関はどのようにしてデューデリジェンスを仲介機関に関して行うべきか？

本 FAQ 集の趣旨から言えば、「仲介機関」という用語は銀行、ブローカーディーラー、投資顧問、及び顧客（注5）を代理して金融機関と取引を行うその他の金融機関のことを指す。多くの場合、投資銀行業務及び商業銀行業務の顧客は仲介機関である。金融機関は、相手方が仲介機関として行動しているのか否かを判断するべきである。仲介機関を「知る」為には事業法人の場合には一般的に関係してこない、下記（注6）の要素を始め多くの要素の検討が必要となる：

- ・ 仲介機関が自らの服する規制監督のレベル、及び本拠を置く法域に基づき、自らの顧客との取引に関連して十分な AML 規制に服し、当該規制の遵守について監督されているか（注7）。
- ・ 仲介機関が上記のような十分な規制に服していなかったとしても、仲介機関が、十分と思われるマネーロンダリング規制に服する仲介機関の手続と同等の AML（顧客デューデリジェンスを含む）手続を適用しているかどうか。（例：顧客の親会社が上記のような十分な規制に服し、全世界的な手続を適用する場合）

一般的に、もし金融機関が、仲介機関が上記最初の箇条書きで提示した基準に従って十分な AML 規制に服していると、リスクに応じたアプローチにより判断できるのであれば、金融機関は仲介機関の AML 手続は許容できる基準だと考えるだろう。金融機関は仲介機関が AML 規制に服するかどうか、及び当該規制に従った AML プログラムを導入してい

---

（注5）一般的に言って、銀行あるいはブローカーディーラーはたとえ所有者として行動しているときであっても、「仲介機関」とみなされるだろう。なぜなら、彼らは通常第三者から預かった資金その他の資産（例：預金）を保有しているからである。しかし、本 FAQ 集においては、「仲介機関」という用語は、より狭義の、顧客の為に行動する相手方の機関を指す。所有者として振舞う相手方の機関については、Q3 で検討される。

（注6）実質的所有者（例えば仲介機関の株主）に関するデューデリジェンスを行なうかどうかについては、上記の事業法人に関して記載されたのと同様のアプローチを行なうべきである。実例として、もし仲介機関が金融機関の関連する基準を満たす市場に上場されている企業であるのなら、仲介機関の株主に対して問題を深く掘り下げて検討する必要はない。さらに、もし仲介機関がリスクの低い法域において規制を受けており、当該法域の AML 規制に服するのであれば、やはり所有者に関して問題を深く掘り下げて検討する必要はないだろう。

（注7）このような判断は、金融機関に対する一般的なリスク評価の方法論に基づくものであり、特定の法域における仲介機関への規制監督の一般的レベルを考慮に入れるものである。必ずしも特定の仲介機関に対する規制レベルに関してケースバイケースで個別の調査を伴うものではない。

るかどうかを当該仲介機関の説明に基づき確認する。しかし、もし仲介機関が上記の最初の箇条書きに提示した十分な AML 規制に服すると判断できないなら、金融機関はマネーロンダリングリスクを軽減するためにいかなる手順を取るかを検討すべきである（金融機関によっては、この点につき異なるアプローチを進めるだろう）。この判断には、上記の二番目の箇条書きの中で例示したように、十分な AML 規制に服する仲介機関の親会社に対する有り得べき関係（及び仲介機関が全世界的な方針を適用しているかどうか）の検討、あるいは仲介機関の AML 手続が十分であることに関して納得のいく検証を行うことが含まれるかも知れない。もしこのように十分に AML リスクを軽減することができないと考えている場合には、金融機関が取るべき手順に関する下記 Q5 に対する回答も参照のこと。

加えて、金融機関は仲介機関の公的に入手可能な情報に基づく評判、及び、仲介機関について適切と考えられる他の要素について納得のいく検証を行うべきである（適切と考えられる要素としては、仲介機関の業務及び市場の性質、口座のタイプと目的及び予期される動き、そして金融機関の仲介機関との取引関係の性質及びその取引期間の長さを含む）。

金融機関が上記のように納得のいく検証ができない場合には、適切な一連の行動について議論した下記 Q5 に対する回答を参照のこと。

**Q3A.金融機関は、自分自身の為に行動する（従って、本 FAQ 集の用語法でいう「仲介機関」ではない）取引相手方の金融機関(“institutional counterparty”)に関してデューデリジェンスをどのように行うべきか？**

取引の相手方が自分自身の為に行動する場合、金融機関は仲介機関に対して適用するのと同じ基準（上記 Q2 参照）を適用するべきである。金融機関は必ずしも、自分自身の為に行動する相手方にのみ適用されるような特定の AML 手続といったものを検証する必要はない。

**Q3B.金融機関はこのような取引相手の金融機関の顧客に対してデューデリジェンスを行うべきか？**

行わなくても良い。

**Q4.仲介機関が自分自身の為に行動している場合、金融機関は仲介機関の顧客に関してデューデリジェンスを行うべきか？つまり、マネーロンダリング防止目的の為に、仲介機関の顧客は金融機関の顧客として扱われるべきか？**

適切な状況においては、行わなくても良い。

(1) リスクに応じたアプローチを適用している金融機関が、仲介機関が服する規制監督のレベル及び本拠を置く法域に基づいて、その仲介機関が顧客との取引に関して適切な AML 規制に服し、当該規制の遵守について監督されていると判断する場合。

金融機関にとっての「顧客確認」を行う義務は、金融機関の顧客まで、このケースにおいては、仲介機関に止まる。従って、Q2 への回答で提示されたような仲介機関に対する十分なデューディリジェンスを行っている限り、さらに仲介機関の顧客に対して、本人確認及びデューディリジェンスを掘り下げて行う必要は無い（注 8）。一般的に、仲介機関の顧客は金融機関の顧客ではないし、顧客になることもない（注 9）。

同様に、仲介機関の顧客を、仲介機関と金融機関の間の取引についての実質的支配者として見なすべきではない。例え仲介機関の顧客が仲介機関に信託した資金と、仲介機関/金融機関間の取引との間に名目的なつながりがあったとしても、その結び付きの結果、仲介機関の顧客が金融機関の顧客として取り扱われるべきではない（注 10）。

(2) 金融機関が仲介機関に関して上記(1)に提示された判断ができない場合。

このような状況下では、金融機関はマネーロンダリングリスクを軽減する為にどのような手順を取るかを検討すべきである。仲介機関の顧客がたとえ金融機関の顧客でなくても、適用される法令は金融機関が顧客に関してデューディリジェンスを行うよう求めるかもしれない。しかし、適用法令を遵守して、リスクに応じたアプローチを使用することにより、金融機関が顧客の本人確認をしないこと、あるいは、当該顧客に対して

-----  
(注 8) 本原則に従えば、例え顧客に関するデューディリジェンスを仲介機関に委任したとしても、金融機関に義務があると見なすのは不適切である。従って、金融機関は顧客に関するデューディリジェンスを仲介機関に「頼って」と見なされるべきではない。

(注 9) ある仲介機関が顧客を金融機関に「紹介」し、当該顧客が直接金融機関に口座を開設し、従って金融機関の顧客になるような状況は別である。

(注 10) 仲介機関は顧客の情報開示を伴わない共同勘定を金融機関に開設する場合がある。しかし、このような仲介機関は、顧客の為に、金融機関に子口座を指定する口座をも開設し、当該子口座には絶え間なく送金指示があり、かつそのような顧客の名義が管理上目的の為に伏せられているかもしれない。しかし、もし子口座は全て仲介機関が主に管理し、その顧客は子口座を直接管理していないのであれば、たとえ金融機関が AML 目的のためにこのような子口座に関して信用調査を行ったり、制裁リストに対して、子口座の名義をチェックしたりしていたとしても、仲介機関の顧客は金融機関の顧客としては扱われない。



他のデューディリジェンスを行わないことが合理的であると、関連要素について判断できるような状況があるかもしれない。このような要素は、仲介機関の顧客の性質、所在地、数（多数のリスクの低い顧客は、少数のリスクの高い顧客よりも通常はリスクが低い）と同様に、上記 Q2 に対する回答で提示されたものを含む（注 1 1）。

金融機関が仲介機関に関して納得のいく判断ができない状況に関しては、下記 Q5 に対する回答を参照。

**Q5.金融機関はもし顧客のうち、**

**(1)仲介機関、あるいは**

**(2)自分自身の為に行動する取引相手の金融機関**

**に関して納得のいく検証ができない場合、どのように手続を進めるべきか？**

もし金融機関が顧客の為に行動する仲介機関に関して納得のいく検証ができないのであれば、金融機関は(1)適切なデューディリジェンスを仲介機関の顧客に関して行うか、(2)仲介機関とビジネスを行うことを拒否するべきである。もし金融機関が自分自身の為に行動する取引相手の金融機関に関して納得のいく検証ができないなら、金融機関はビジネスを拒否するべきである。

**Q6.プライベートファンドとの取引において、金融機関は誰についてデューディリジェンスを行うべきか？金融機関はプライベートファンドにおける投資家についてデューディリジェンスを行うべきか？**

プライベートファンドは AML に関する特有の懸念を生じさせる。このようなファンドは、市場に上場あるいは登録された投資信託からは区別され、プライベート・エクイティ・ファンド（通常、ある一定範囲の投資活動に従事する為の資金を集めるために使用され

-----

(注 1 1) 仲介機関を評価し、仲介機関の顧客に関しては掘り下げて調べる必要はないとことを合理的な理由を以って結論づける際に、たとえ金融機関が合理的なリスクに応じたアプローチを採用していたとしても、当局により、やはり一つ以上の仲介機関の顧客や取引が究極的には非合法であることが判明するかも知れず、また、合理的なリスクに応じたアプローチを利用していても、金融機関は意図せずにマネーロンダリングに巻き込まれるかも知れない。このような結果はリスクに応じたアプローチの信頼性を無くすものではなく、このようなアプローチを導入した金融機関に対するいわれのない批判に結びつくものでもない。ウォルフスバークのマネーロンダリングにおけるリスクに応じたアプローチの原則を参照。

る)及びヘッジファンド(通常、多様な投資活動に従事する為の資金を集めるために使用される)を含む。プライベートファンドは企業の形態を取るが、デューデリジェンスの対象となる事業会社ではない。少数の投資家がいる場合、デューデリジェンスの実施が当然と言える程度の支配を当該投資家がファンドに対して及ぼしているかどうか、即ちその所有の程度について問題が掘り下げられるべきかどうかに関する疑問が理論的には生じ得る。このような状況は、実質的所有者であり、支配を及ぼしている顧客によって設立されたビークルの状況に恐らく間違いなく類似している(注12)。

しかし、プライベートファンドは通常は道具あるいは分身として使用されるビークルとは以下の点で区別される:

- ・通常投資家の単なる道具ではなく、むしろファンドの中の投資家から独立し分離した組織により経営される。
- ・AML規制に服する。
- ・当該規制が要求する事項に関する遵守を監督される。
- ・AML方針及び手続を持つ。
- ・あるいは、金融機関から評判が良いと考えられている。

この点、プライベートファンドは仲介機関に似ており、適切な状況においては、金融機関は投資家レベルにまで問題を掘り下げる必要はないと結論付けられるだろう。

プライベートファンドにおける投資家まで問題が掘り下げられる必要が無いかどうかを決定する要素(Q2及びQ4も参照)は、

- ・プライベートファンドが適切なAML規制に服し、当該規制の遵守を監督されているかどうかリスクに応じたアプローチにより判断されていること。
- ・プライベートファンドが公的に利用可能な情報に基づき評判が良いとされていること(及びプライベートファンドの評判に関し疑問を呼ぶ情報が無いこと)。

同様に、もしプライベートファンドの仕組みに、上記の基準を満たすアドバイザー、管理者、あるいは送金代理業者が含まれるのであれば、例え金融機関がファンドと直接関係していたとしても、投資家にまで掘り下げてデューデリジェンスを行うことが当然とまでは言えない。金融機関はアドバイザー、管理者、あるいは送金代理業者と契約す

---

(注12) このようなビークルはしばしば信託あるいは個人持株会社の形態をとり、実質的所有者のいわば「分身」といえる道具である。健全なKYC原則に従えば、投資銀行業務及び商業銀行業務においては、このようなビークルに関するデューデリジェンスの焦点は、顧客/実質的所有者の本人確認及び資金の源泉に当てられるべきである。ウォルフスバーグのプライベートバンキングに関するマネーロンダリング防止原則及び、プライベートバンキングに関連するこれらの論点を検討するFAQ集を参照。

る際に適用されうる該当規制の要請に対応することを考慮に入れれば良い。

この分析は、ファンド自体もその他の関連当事者も、マネーロンダリングあるいはその他全てにつき、規制や監督を全く受けていないという場合には微妙に異なってくる。このような状況では、金融機関はマネーロンダリングリスクを軽減する他の側面があるかを検討すべきである。適用法令は金融機関がファンドの投資家についてデューデリジェンスを行うことを求めるかも知れない。しかし、適用法令を遵守し、リスクに応じたアプローチを使用した結果、金融機関が関連要素について納得いく検証を行い、その結果金融機関が投資家の本人確認あるいは他のデューデリジェンスを行うことを深く掘り下げて検討しないことが合理的な場合があるかも知れない。当該要素は自主規制団体や AML 原則を規定する産業団体のメンバーである可能性、資金の配分を行う仲介者（このような配分が AML について十分な規制を受けた仲介者を通じてのみ行われる場合には、ファンドが規制をそれほど受けず監督も受けない仲介者を通じて配分される場合よりもより低いリスクとなる）の性質、ファンドの投資家の性質、場所、及び数（多数のリスクが低い投資家は、少数の当該ファンドに関して支配力を及ぼすリスクの高い投資家よりも一般的にリスクが低い）、及び関連する参加者の評判（注 1 3）と同様に、上記 Q2 で提示されたものを含む。

もし金融機関がこれらの問題について納得のいく検証ができないのであれば、口座開設を拒否するか、あるいは投資家について本人確認及びデューデリジェンスを行うべきである。

## パート B：投資銀行業務及び商業銀行業務の一般的取引

典型的な債券や株式発行のような投資銀行業務及び商業銀行業務の取引はどちらかといえば透明性が高く、一般的にはマネーロンダリングとは関係が無い。しかし、背後にある不正手段または別の理由により、取引が評判リスクのみならずマネーロンダリングリスクを伴うということも有り得る。これに関連して、多くの問題が生じる。

### Q1. 金融機関が投資銀行業務及び商業銀行業務における顧客との取引に関連して負う責任とは何か？

-----

(注 1 3) 当該仕組みにおけるファンド、アドバイザーあるいは他の関係者を評価し、ファンドの投資家に対する調査は行わないと結論する際に、合理的なリスクに応じたアプローチを採用していたとしても、ファンドの投資家及び取引は当局によりやはり究極的には非合法とされるかも知れず、金融機関は意図せずにマネーロンダリングに巻き込まれるかも知れない。このような結果はリスクに応じたアプローチの信頼性を無くすものではなく、このようなアプローチを導入した金融機関に対するいわれのない批判に結びつくものでもない。

顧客確認に加えて、金融機関は提案されている取引の構造とその目的を理解するべきであり、その取引の目的と構造が整合しているか、及びその取引が経済合理性を持つか判断すべきである。金融機関がこれらを判断できない場合、満足な判断ができるようにより多くの情報を取得するか、あるいはその取引をやめるべきである（注14）。もしこれらの判断を行う際に異常なあるいは疑わしい動きに直面したら、その問題は金融機関の手続に従って上位レベルの決定事項とされるべきである。

## **Q2. 複雑な取引について、金融機関はどのように判断すべきか？**

上記 Q1 で言及されている、即ち通常より高いリスクを金融機関に及ぼしそうな取引について判断する際に、追加的な見直しを当然必要とすべき複雑なストラクチャードファイナンスの特徴を明らかにすべきである。多くの取引、例えば、クレジットカードの証券化は原則としては透明性が高いが、相当の複雑性を伴う。しかし、ある種の複雑なストラクチャードファイナンスは透明性を低下させない「特別目的会社」(Special Purpose vehicles、SPV) を伴い、このような取引は平均より高いリスクを及ぼす可能性は低い。

より透明性が低い取引に関する追加的な見直しは関連組織のより上位決定権者により行なわれ、もし理由があるならば、指名された専門家グループ（例えば、営業担当だけでなく、上級リスク管理、コンプライアンス、税務、会計及び法務の専門家を含む）により行なわれる。

## **Q3. 上述質問の回答で記載された判断に従業員が行えるようにするには、金融機関は何をするべきか？**

金融機関はその方針及び手続で、上述の Q1. 及び Q2. の回答に記載された原則に対応すべきである。加えて、金融機関は適切な従業員に対して、彼らが関連する判断を下せるように、必要であれば適切に上位者に判断を委ねることができるように研修を行なうべきである。このような研修は適切なケーススタディを含むであろう。管理者はこのよう

## **パート C：ローンシンジケーション、パーティシペーション、及びトレーディング**

ローンシンジケーション及びローントレーディングは一般的にはマネーローンダリングとは関係が無い。しかし、以下の状況における金融機関のマネーローンダリング防止責任については、いくつかの問題が生じる。

-----

(注14) たとえこのような取引が異常に見えたとしても、昔からあるマネーローンダリングの手口及び典型的なマネーローンダリングの「レッド・フラッグ」がこれらの取引において見られない場合には、異常ではないだろう。

従業員が適切に判断を下し、金融機関の手続に従って上位者に判断を委ねているか確認するために、従業員の活動を監督するべきである。

**Q1. シンジケートローンが最初に組成される時点においては、ローンシンジケーションの当事者のうちの誰が借入人及び、貸出人に対するデューディリジェンスを行なうべきか？**

ローンシンジケーションにおける貸出人（当初組成におけるパーティシパント participant 及びアサイニー assignee を含む）（注15）はデューディリジェンスを借入人に関して行なう責任を持つ。借入人は関連する情報（例えば、機関設立に関する文書、年次報告書）をアレンジャーあるいはエージェントを介して貸出人に提供し、貸出人はこのような文書を必要に応じてデューディリジェンス目的（顧客確認を含む）に使用できるだろう。しかし、本人確認は、文書に基づかずに行われるかも知れず、貸出人は関連情報を他の情報源から取得するかも知れない。貸出人はお互いに関するデューディリジェンスの義務を持たず、アレンジャーやエージェントも融資団における立場を理由に、デューディリジェンスの義務を借入人に関して単独で負うわけではない。

しかし、アレンジャーやエージェントは、シンジケーションへの参加を依頼する貸出人に対して、適切なレベルのデューディリジェンスを行なう手続を持つべきである。このような貸出人は通常アレンジャーやエージェントと既に関係を持っているので、この点に関し特定の取引との関連で追加的デューディリジェンスが必要だとしてもわずかでしかないと理解される。

**Q2. 流通市場におけるローンパーティシパント及びアサイニーは借入人に関してデューディリジェンスを行なうべきか？**

上述した通り、貸出人は融資実行に関連して、デューディリジェンスを借入人に関して行なうべきであり、パーティシパント及びアサイニーも同様である。しかし流通市場におけるパーティシパント及びアサイニーは、当初組成を行なった後では、マネーローダリングを察知したり防止したりするような立場には無い。パーティシパント及びアサイニーがこのようなデューディリジェンスを行なう、あるいはこのようなデューディリジェンスを行なう義務を免れないと見なすのは資源の有効な利用とは言えない。流通市場におけるローンの売買は流通市場における債券の売買になぞらえることができ、そこでは債券の購入者は発行者に対するデューディリジェンスの義務を持たないことは当然のこととされる。

-----  
（注15）「アサインメント Assignment」は一般的に権利の移転あるいは、権利及び義務の移転を意味する。権利と義務の移転は「novation」と表記されることもある。「assignment」は本 FAQ 集においては、「assignment」と「novation」双方の意味を含む。これらの移転は開示されるもの、即ちエージェントに対し通知がなされるものを指す。「participation」（「sub-participation」と表記されることもある）は本 FAQ 集では、移転が開示されないもの、即ち、エージェントに移転が通知されないものを指す。開示される Participation は本 FAQ 集においては、「assignment」として扱われる。

流通市場におけるローン売買は一般的にはマネーローダリングとは関係が無い。

しかし、金融機関が借入人に関してデューデリジエンスを行なうことを検討し、リスクに応じたアプローチを使用して確認するべきであるような状況（例えば、パーティシパントあるいはアサイニーが借入人との通常の取引関係の過程で借入人の所有権及び業務の根本的な変化に気がついた時など）があるかも知れない。さらに、一般的な問題として、もし借入人との通常の関係の中でパーティシパントあるいはアサイニーが取引との関連の中で異常な動きに気がついたとしたら、当該取引に関して解明を求めるべきであり、もしその懸念が氷解しなければ、パーティシパントあるいはアサイニーは、その動きが疑わしいかどうか、従って報告がなされるべきかどうかを判断するため、その上申手続に従ってその問題を上位レベルの決定に委ねるべきである。

**Q3. ローンの売り手はパーティシパントあるいはアサイニーに関してデューデリジエンスを行うべきか、逆に、パーティシパントあるいはアサイニーはローンの売り手に関してデューデリジエンスを行うべきか？**

ローンの売り手は貸出人のデューデリジエンス方針に従い、リスクに応じたアプローチを使用して、パーティシパントやアサイニーに対するデューデリジエンスを行う手続を持つべきであり、逆にパーティシパントあるいはアサイニーもローンの売り手に関してデューデリジエンスを行う手続を持つべきである。パーティシペーションやアサインメントを行う当事者は、通常法人であり、既存の取引関係を持つので、特定の取引に関して追加的なデューデリジエンスを行う必要性は少ないと考えられる。

**Q4. エージェントは流通市場でローンを購入したアサイニーに関してデューデリジエンスを行なうべきか？**

例えばアサイニーが経済制裁を受けているため、エージェントが資金をアサイニーに送ったり、資金をアサイニーから受け取ったりできないような状況が有り得る。エージェントはマネーローダリング防止に関する懸念を将来のアサイニーに抱くだろう。シンジケートローンのエージェントになろうとする金融機関は、このような懸念を考慮に入れること、及びこのような懸念に基づいて譲渡を完了しないことを可能にする条項を、関連するアグリーメントに入れさせるよう検討するべきである。

**Q5. 流通市場においてローンパーティシペーションを購入するパーティシパントに関するエージェントの役割は何か？**

ローンパーティシペーションを売却する銀行はパーティシパントに関してデューデリジエンスを行なうべきであるが、エージェントはその必要はなく（実際には、エージェントはパーティシペーションがどこに売却されるか通常は知らない為、デューデリジエンスを行なうことは出来ない）、パーティシペーションに関して契約による同意権を求める

必要もない。

## パート D：信用状

信用状はしばしば輸出入に関連して使用される。以下の FAQ 集はこの分野における多くのよくある事例を検討する。この分野の商品と仕組みは非常に多様であり、以下に示された一般的原則の適用するにあたっては、これらの異なる商品や仕組みによる特定の状況を反映した例外を免れない。

### Q1. 銀行が信用状を発行する際に、誰がデューディリジェンスの対象となる顧客として扱われるべきか？発行銀行は特定の取引に関して何を検討するべきか？

一般的に、発行銀行は信用状の依頼人（輸入者）をその顧客として扱うべきである。この点で、発行銀行はその取引がはっきりわかる程度に顧客の業務範囲外にある商品を伴うかどうか、さもなければその取引が顧客にとって異常かどうか、（発行銀行の関連する信用状のスタッフが一般的な知識として市場価格を認識していると仮定して）価格が明白に市場価格から乖離しているかどうか、関与する商品がより重大なレベルの検討が当然に必要なものかどうか（例えば軍の装備品）、そして依頼人により指定された確認／通知銀行の評判の良い銀行かどうか、等を含む多くの取引に関連した問題を検討するだろう。もし発行銀行が、取引に関して十分に異常な何かを認識したのであれば、発行銀行はその問題について説明を求めるべきであり、もし説明が取引に関する懸念を拭い去るには不十分であるなら、発行銀行は内部手続に従って当該問題を上位者の決定に委ねるべきである。

### Q2. 銀行が信用状の確認あるいは通知を行なう時に、誰がデューディリジェンスの対象となる顧客として扱われるべきか？

一般的に、確認銀行、及び次の文の場合を除いて通知銀行は発行銀行を顧客として扱うべきである。ある状況では、受益人が通知銀行の顧客であるかも知れず、そのようなケースでは通知銀行は受益人に関するデューディリジェンスに前もって焦点を合わせておくべきである。受益人が書類を提示する指定銀行が、信用状の通知銀行でも確認銀行でもない場合、当該指定銀行は受益人を顧客として扱うべきである。

一般的に確認銀行の発行銀行に対する関係は、金融機関のコルレス銀行に対する関係に例えられる。従って、確認銀行あるいは、より適切には通知銀行は発行銀行に対するデューディリジェンスのプロセスの一部として、ウォルフスバーグ・グループのコルレス銀行業務に関する原則及び関連する FAQ 集に記載された要素を考慮に入れるべきである。確認銀行は、通常依頼人あるいは受取人に関するデューディリジェンスの義務を負うとは見なされない。通知銀行も同様であるが、但し上記のように、（発行銀行よりもむしろ）受益人が通知銀行の顧客である場合は例外である。

しかし、(i)もし確認／通知銀行がその一般的な信用状に関する経験に照らして、取引に関して何か十分に異常なものを認識した場合、あるいは(ii)指定銀行が(信用状を通知あるいは確認しているか否かに関わらず)提示された書類の見直しにより何か十分に異常なものを認識した場合、(i)あるいは(ii)のケースにおいて確認／通知銀行はその問題について説明を求めるべきであり、もし説明が取引に関する懸念を拭い去るには不十分な場合、確認／通知／指定銀行は内部手続に従い、上位者の決定に当該問題を委ねるべきである。例え文書が合法であるように見えたとしても、指定銀行が取引に関して十分に異常な何かに気がついたなら、指定銀行はその問題についても説明を求めるべきであり、もし適切な場合、内部手続に従って上位者の決定に当該問題を委ねるべきである。

#### パート E : その他の質問 : カストディ、支払代理人、法人受託者及びエスクロー代理人

##### Q1. カストディ業務の顧客の為に行なう資金の移動を伴わない証券の譲渡に関する金融機関のマネーロンダリング防止責任とはどのようなものか？

カストディ取引は、一般的には証券及び資金双方の移動を伴い、金融機関の通常の AML 手続に従って行なわれるべきである。例えば、金融機関は適切なデューディリジェンスをカストディ業務の顧客に関して行なうべきであり、異常だと見なされた取引は金融機関内部の手続に従って、上位者の決定に委ねられるべきである。この結論は無償の証券譲渡に関してもあてはまり、金融機関の関連する研修や認識を高めるための講習でも扱われるべきポイントである。

##### Q2. 支払代理人あるいは法人受託者は誰をデューディリジェンスの為の顧客として扱うべきか？

支払代理人あるいは法人受託者は証券の発行者を ALM の為の顧客として扱わなければならない。引受会社や公債証券所有者は支払代理人あるいは受託者の顧客として扱われるべきではない。もし証券の発行者が契約時点で設立された特別目的会社 (SPV) である場合、支払代理人あるいは受託者は SPV の本人確認を顧客確認手続に従って行うが (この状況においては、より踏み込んで SPV のデューディリジェンスを行なっても意味をなさない)、取引のその他の当事者、即ち、サービサーあるいはデポジター (資産を SPV に移転する団体) に関してはデューディリジェンスを行なう。もし SPV が既存の団体であり、契約時に設立されたのでないなら、支払代理人あるいは受託者は SPV に関し、本人確認に加えてデューディリジェンスをも行なうべきである。

##### Q3. 金融機関がエスクロー代理人として機能する時、金融機関の責任とはどのようなものか？

金融機関はエスクロー契約 (条件付第三者預託契約) の当事者をデューディリジェンスの対象となる顧客として扱うべきである (一つあるいは複数の当事者は既に金融機関の既存



顧客かも知れない)。金融機関は提案されたエスクローに関する取り決めの仕組みと目的を理解し、エスクロー取引の目的がその仕組みと適合性があるかどうか、及び、取引に経済合理性があるかどうかを判断すべきである。

(原文は英語版参照のこと)